

彦根市まちづくり基本条例検討委員会報告書（フロー図）

1 はじめに ～まちづくり基本条例検討委員会から～

私たちは、彦根のまちに住みたい、住んでほしい、彦根のまちが好きであるという気持ちを共通の基盤とし、まちづくりを実現していくための方向性やルールを定める条例が必要であると考えています。

地方分権改革がすすみ、自治体が自らの責任でより良い行政運営をしていくこと、自立的な政策活動を行うことが求められるようになり、そのあり方が私たちの生活に大きな影響をもつようになってきました。日本の各自治体にはこれまでの自治の取り組みの過程で作りに上げてきた仕組みが数多くあり、彦根市においても独自の仕組みがありますが、主権者である市民に分かりやすく整理されているかという点については疑問に感じるところもあります。

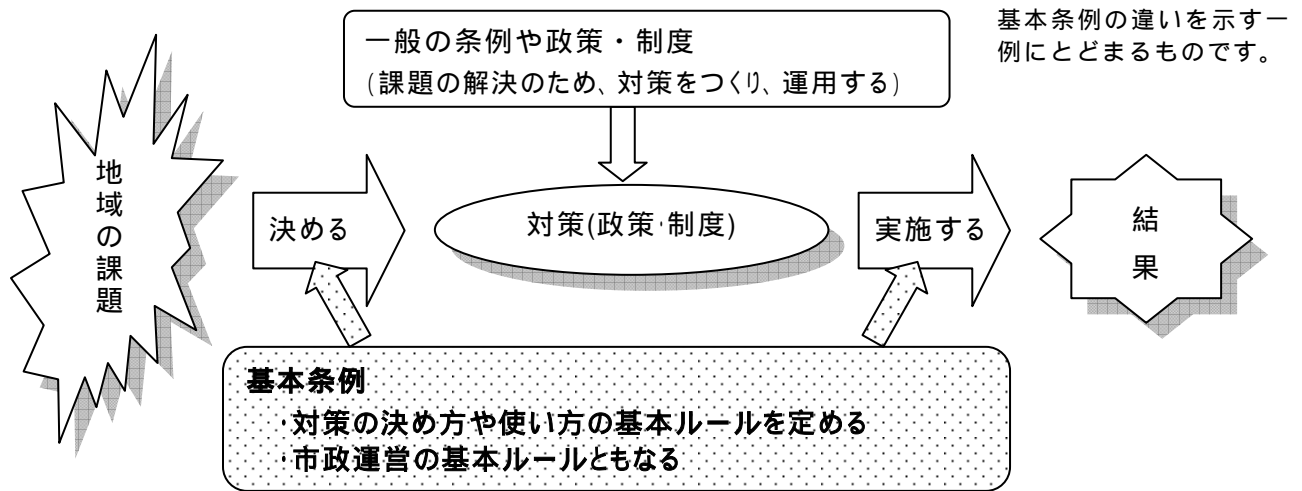
私たちが必要と考える基本ルールは、「市民参加」と「情報共有」を基本の柱としています。一つにはその柱を基礎に今ある仕組みを改めて精査し、不足するものを補い、水準を高め、体系化していくためのものです。もう一つは、その柱を基礎としてこれからの市政を行っていくためのものです。決してゼロからのスタートではありません。この報告書に込めた私たちの思いを、今後、条例の制定に向けての委員会へ引き継いでいただきたいと思います。

2 まちづくり基本条例とは？

“地域や自治体の運営に関する基本ルールを地域自身が定めるもの”で、「自治体の憲法」とも言われる。

条例の名称は様々で、自治体によって「まちづくり基本条例」、「自治基本条例」などと言われるが、ここでは“基本条例”と呼ぶ。

基本条例と一般の条例との違い



他市の先行事例からみた基本条例の特徴

1) 地域の自治のありかたの理念を規定したもの

- ・自治の理念と市民参加を規定

2) 自治体の政府としてのありかたを規定したもの

- ・市民の政府である自治体が、責任を果たすための制度やルールを規定
- ・あらゆる条例や制度の基本として尊重される「最高規範」の位置づけ

3) 自治体と市民との関係を規定したもの

- ・市民と自治体の関係を規定（市民が政策を提言したり、自らサービスを提供する事例）

3 検討委員会の結論 ～彦根のまちに基本条例は必要！～

- ・ 基本条例は、「自治の理念を示すとともに、彦根市民の政府である彦根市が、責任を果たすための実際の制度やルールを示し、主権者である市民との関係を規定するもの」である。
- ・ 基本条例をあらゆる条例や制度の基本となる「最高規範」と位置づけ、基本条例という基盤に制度や関連条例を根付かせることで実効性が高まり、「活ける基本条例」となる。
- ・ 「彦根のまちに住みたい、住んでほしい、彦根のまちが好きである」と市民が思えるまちの姿に近く一歩となるように、市民主権の彦根のまちをつくる、市民、市長、議員、市役所の職員のあり方、市政の運営の仕方、政策活動の進め方を基本ルールとして定めることが必要である。

検討委員会の結論

「基本条例は必要である」

なぜ必要なのか

分権時代の到来に応える社会的な要請

市民と彦根市（自治体）との関係における課題

- ・ 市民と市との距離感
- ・ 市民と市との間の情報共有
- ・ 意見が活かされ、意欲を引き出す市民参加
- ・ 市民が望む自治体の姿

～ 自立・自律する地域政府～

だから必要である

- ・ 社会的要請やまちの課題に対応するものとして
“基本条例は有効”

- ・ 基本条例に次のことを定めることで、
課題の解決に結びつく
「市民が市の意志決定に参加していける仕組みをつくること」
「市民の役割、行政の役割を明確にすること」
「行政運営のあり方を定めること」

市民はどのように感じているのか

- ・ “まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い” アンケート結果

「必要だと思う」53.1%

「どちらとも言えない」32.7%

「必要ないと思う」4.1%

- ・ 基本条例を知っている人は「必要」とする回答も高い

検討委員会の検討内容や結果を、広く伝える必要性

4 基本条例の基本方針

基本条例は、実効性があり、その時々々の市民の問題意識や課題に対応できるものでなくてはならない。

そのため、「ルールをより具体的に定めて明示すること」が必要

検討委員会として考えた基本条例の基本方針

条例作成にあたっての遵守事項

- ・ 自治の理念、地域政府としての彦根市のあり方と市民との関係、彦根市の最高規範とする。
- ・ 市民が共有できるものとするため、市民にわかりやすい内容とする。
- ・ 基本条例を基本とする解釈・運用を行い、条例の体系化を行う
- ・ 基本条例の実効性を高めるために、委員会の設置や見直し規定などの仕組みを規定する

基本の柱

「市民参加」、「情報共有」を基本の柱とする

基本的な事項～基本条例に書き込む内容～

市民と市の関係について

- ・ 社会のメンバー、政策・制度のユーザー、政府のオーナー（主権者）としての市民参加
- ・ 政策形成過程からの情報公開（情報共有）と市民の発想や議論が活かされる参加の仕組み

彦根市はどのような政府であるべきか

～彦根市の基本的事項～

- ・ 市政の透明性、公開性を高め、政策形成過程からの市民参加を図り、一緒に議論していく地域政府
- ・ 自立性・自律性のある自治体運営を実現するため、市のあり方や市長・職員の責務等を定め、効率的な行政機構とする。

行政運営の制度と原則

- ・ 情報の公開と共有、市民参加の市政推進、公正と信頼の確保、行政の政策活動の原則、行政組織

総合（発展）計画との関係について

- ・ 総合計画の位置づけを基本条例に規定
- ・ 計画の名称の検討
- ・ 市民参加による策定

検討委員会
としての

基本条例の基本方針

今後さらに議論を深めるべき検討項目

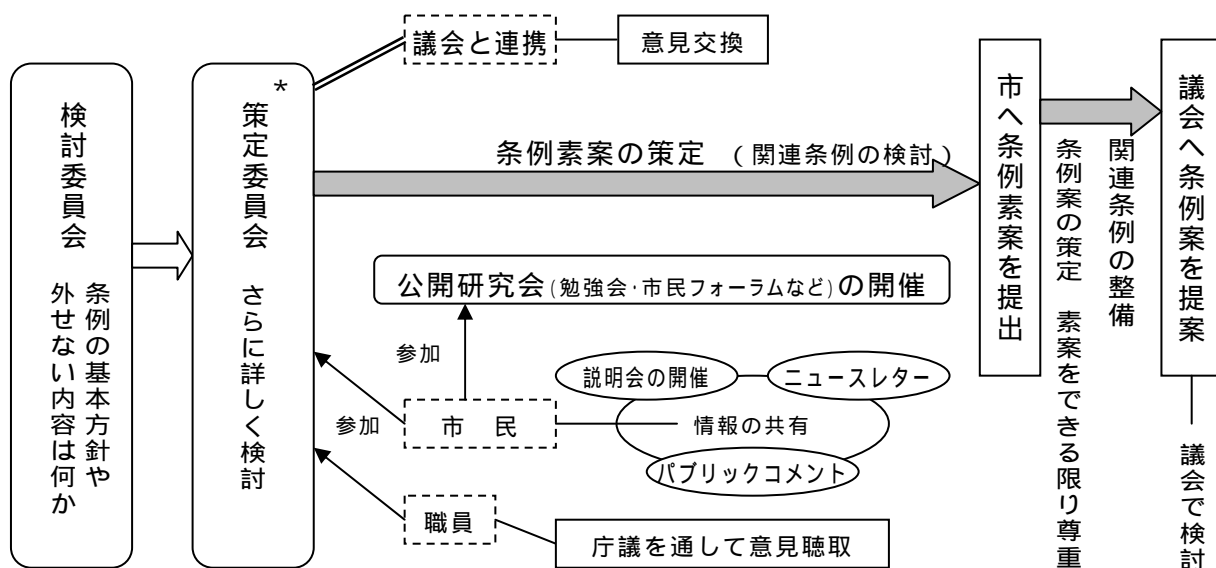
- ・ 基本条例の名称
- ・ 地域の自治の主体
- ・ あいまいな用語の定義（「まちづくり」「協働」「市」）
- ・ 議会の役割

5 策定過程へのリクエスト～このように進めてほしい～

十分な策定期間をとり、しっかりした市民参加を経て策定

【策定に向けての流れについての提案】

今後1～2年をかけて



(1) 策定の基本的な枠組み

- ・市民と職員が参加し、議会と連携する「策定委員会」*で素案を策定する。
- ・総合計画の検討をみながら、今後1～2年かけて進める。

(2) 策定過程における市民参加と情報共有

- ・「公開研究会」の開催、議論の経過のホームページ等での公表、パブリック・コメントの実施、ニュースレターの発行など、多くの市民が参加できるよう工夫する。
- ・策定委員会は、作成した素案が尊重されるように、市に働きかける。

(3) 議会との連携

- ・市は、議会に対して各段階で説明し、意見交換を行う。
- ・策定委員会と議会（議員）との意見交換の場を設ける。

(4) 職員参加

- ・職員として、そして、市民として策定過程に参加する。
- ・検討途中に庁議等を通じて全職員への説明を行い、意見聴取を行う。

(5) 関連条例の整備

- ・基本条例の内容を具体化する関連条例を整備し、できれば同時に議会に提案する。

(6) 制定後

- ・制定記念フォーラムの開催や出前講座を実施する。
- ・わかりやすい解説書を作成する。
- ・全条例を点検し、基本条例の趣旨に沿ったものに順次改正し、条例の体系化を進める。

* 今後、条例案の策定を担う組織を仮に「策定委員会」としています。